添　付　書　類
1　履歴書及び写真（無帽・無背景　4㎝×3㎝）
2　戸籍謄本（外国籍の者については、外国人住民に係る住民票の写し）、戸籍抄本又は氏名、本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書のうちいずれか1通
3　弁護士法第7条各号のいずれにも該当しない旨の証明書
4　弁護士法第12条第1項各号及び第2項に掲げる事項に関する書面
5　登録取消し前の弁護士名簿に登録されていた者と同一人であることを証する書類

職務上の氏名を使用しようとする者については、職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（第6号書式）を併せて提出する。

第1号③書式（第2条関係）

6万円
印紙貼付

弁護士名簿登録請求書

年　月　日

日本弁護士連合会会長　殿

請求者　　印

私は、弁護士名簿に登録されたく、弁護士法第9条及び日本弁護士連合会会則第19条の規定により必要書類を添付して請求します。

ふりがな 氏名		年　月　日生	男・女
本籍 （外国籍の者は国籍を記入）			
事務所	（〒　—　） （マンション・ビル名）		
	（事務所名）		
	電話　（　）　FAX　（　）		
住所	（〒　—　） （マンション・ビル名）		
	電話　（　）　FAX　（　）		
入会希望弁護士会	弁護士会		

添　付　書　類
1　履歴書及び写真（無帽・無背景　4㎝×3㎝）
2　戸籍謄本（外国籍の者については、外国人住民に係る住民票の写し）、戸籍抄本又は氏名、本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書のうちいずれか1通
3　弁護士法第7条各号のいずれにも該当しない旨の証明書
4　弁護士法第12条第1項各号及び第2項に掲げる事項に関する書面
5　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の規定により弁護士となってその職務を行う予定の者である旨の書面
6　［登録日に提出］判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の規定により弁護士となってその職務を行う者である旨の書面

職務上の氏名を使用しようとする者については、職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（第6号書式）を併せて提出する。

附　則

別紙第一号①書式から③書式までの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）中一部改正公告

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日

日本弁護士連合会

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）中一部改正

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　登録等の取消しがなされたことがある場合には、登録等の取消しの年月日及びその事由

附　則

第四条第一項第八号から第十二号までの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

文書管理規則（規則第百二十号）中一部改正公告

文書管理規則（規則第百二十号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月十九日

日本弁護士連合会

文書管理規則（規則第百二十号）中一部改正

文書管理規則（規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の部及び第二の部を次のように改める。

別表（第7条・第8条関係）

保存期間	文書の区分	該当文書の例
第1　100年	1　弁護士、準会員及び特別会員に関する各種届出	(1)　登録請求書
		(2)　登録換請求書